

認定特定非営利活動法人
NPO会計税務専門家ネットワーク

第10期

(2012年度)

《2012年7月1日～2013年6月30日》

- I. 2012年度事業・活動報告・・・P1～P15
- II. 2012年度決算報告・・・P16～P19
- III. 監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・P20
- IV. 2013年度事業・活動計画・・・P21～P22
- V. 2013年度活動予算・・・・・・・・P23～P24

I. 2012年度事業・活動報告

1、第10期（2012年7月1日から2013年6月30日まで）の事業方針及び事業計画は、以下のとおりである。

事業・活動方針	
1)	NPO法人会計基準や認定NPO法人制度、税務に関連した会計ツールの研究・開発・改良を行う。
2)	NPOの会計担当者や会計税務の専門家に対して、NPO法人会計基準、改正されたNPO法、認定NPO法人制度、寄付税制などに関する情報の提供や共有に重点的に取り組む。
3)	会員相互の研鑽や情報交換、交流ができる場をつくり、会員と各地の支援センターをつなぐ活動に取り組む。
4)	我々の活動を発信し、会員の増強に取り組む。

事業名	事業・活動計画
1) 普及啓発事業	<p>【NPO法人会計基準協議会との協働事業】 NPO法人会計基準協議会と協力し、今年度も、特にNPO法人会計基準、改正されたNPO法、認定NPO法人制度、寄付税制等に関する情報の提供や共有に重点的に取り組む。</p> <p>【シンポジウム開催事業】 2012年9月8日、名古屋にて「社会事業家の成長を育む仕組みや仕掛けとは？～ 会計の役割から考える～」と題したシンポジウムを開催する。</p> <p>【WEBサイトの運営事業と電話相談事業】 新規にオープンした認定NPO法人取得支援のためのWEBサイト「認定NPO法人への道」に多くの質問や回答が集まり、認定NPO法人を目指す法人やNPOの会計税務について疑問を持つNPOにとって有益なサイトにしていく。また、北海道NPOサポートセンターの協力を得て、NPO会計担当者からの無料の電話相談にも継続して実施する。</p>
2) 出版事業	「NPO法人会計基準ハンドブック」及び「事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務」を様々な機会を捉えて宣伝し、NPO関係者、専門家、NPO支援者へ広めていく。また、WEBサイトやメーリングリストへ寄せられた質問と回答を整理した小冊子を発行するなど、NPO法人会計基準や認定NPO法人制度、NPOの会計・税務に関する知識や情報を整理する。
3) 研修事業	全国各地の中間支援組織等と協働して、会員相互の研鑽や情報交換、交流ができる場を設定する。また、そのような場において、NPOの会計・税務・マネジメントに関する研修等を行い、講師を派遣し、共通テキスト等を提供するなどして、各地の研修会や勉強会の実施を支援する。今年度も、特にNPO法人会計基準、改正されたNPO法、認定NPO法人制度、寄付税制等の普及に関する研修会や勉強会の実施支援に重点的に取り組む。
4) 政策提言事業	NPOの制度、会計、収益事業や寄付控除に関する税制、NPOバンク等の市民金融や市民事業の育成に関する法制度などの制定・改定について、NPO法人会計基準協議会や全国NPOバンク連絡会などの団体と協働として、政策提言活動を行う。7月に福岡で開催されるNPOバンクフォーラムについて、実行委員会に参加し、分科会にも協力する。

2、上記事業方針及び事業計画に対し、今期に実施した事業内容は以下のとおりである。

なお、各事業の事業費などについては、財務諸表の注記「2. 事業別損益の状況」に記載している。

1) 普及啓発事業

①【NPO法人会計基準協議会との協働】

NPO法人会計基準協議会の幹事世話団体として、協議会会員である全国の中間支援センターなどと協働して、協議会の以下のような会計基準の普及活動に参画し、成果を得た。

◎NPO法人会計基準白書の作成

2013年3月にNPO法人会計基準協議会が発行した「NPO法人会計基準白書」の基礎資料の調査、情報収集及び編集等に、当会又は当会の会員個人として参画した。このNPO法人会計基準白書は、2012年度からより本格的に会計基準の普及に取り組むにあたり、現状のNPO法人がどの程度会計基準に基づいて決算書を作成しているのかを把握するため、全都道府県の約18,000のNPO法人の決算書を調べたものである。また、今後、NPO法人会計基準の普及に役立てるために、決算書の好事例やNPO法人会計基準協議会に寄せられた会計基準に関する質問の回答集等、会計基準の理解に役立つ情報も多く収録した。

なお、このNPO法人会計基準白書によると、2011年度の決算書に関しては、

- ・NPO法人会計基準普及率は2.1%
- ・活動計算書を導入している法人は17.3%
- ・活動計算書導入法人のうち会計基準に準拠している法人は12.2%

という調査結果となっており、今後の会計基準の普及の必要性を再認識する結果となっている。

◎NPO法人会計基準の普及を考えるフォーラムの開催

2012年11月22日に全国のNPO支援センター、自治体及び財団関係者などの参加を得て、「NPO法人会計基準の普及を考えるフォーラム」を開催し、上記のNPO法人会計基準白書の実態調査を通して見えてきた現状や今後の課題・対策等について、関係諸団体と認識を共有することができた。

◎全国の所轄庁を対象にした会計基準セミナーへの参画

2013年3月に開催された内閣府主催の所轄庁向けの会計基準セミナーにて、上記の白書の実態調査の結果を説明すると共に、所轄庁の担当者からの質問に回答するという立場で参画し、所轄庁の担当書の会計基準に関する理解をより深めることができたと同時に、所轄庁の担当者に対して協議会の存在をアピールすることができた。

◎掲示板回答委員会による質問への対応

専門家による掲示板回答委員会の回答委員として、当会の会員が数名就任し、協議会のWEBサイトである「みんなで使おう！NPO法人会計基準」の質問掲示板などに寄せられたNPO法人会計基準に関する質問に回答すると共に、その内容をFAQとして公表することができた。

《「みんなで使おう！NPO法人会計基準」：<http://www.npokaikeiki.jun.jp>》

その他、上記の諸活動の他にも、NPO法人会計基準協議会の運営に積極的に係わり、NPO法人会計基準の普及活動に取り組んだ。

②【認定NPO法人への道の運営】

インターネット上の「認定NPO法人への道」のサイトの運営を通し、不特定多数のNPO関係者へ、NPOの会計・税務、認定NPO法人制度等に関する情報を提供すると共に、NPO関係者からの疑問や質問等にも個別に対応し、それらの情報をインターネット上で広く公開・共有した。

この「認定NPO法人への道」への開発費用は、会員を中心とする不特定多数の方々からサポーター会員として寄付を募り、当年度において会員等から寄せられた80万円の寄付金を充当した（詳細は、財務諸表の注記の「3. 用途等が制約された寄付等の内訳」を参照）。

さらに、今年度においては、「認定NPO法人への道」のチラシを4,000部作成し、当サイトの広報活動にも積極的に取り組んだ。

《「認定NPO法人への道」：<http://npoqa.jp>》

この「認定NPO法人への道」は、大きく「Q&A」、「報告・経緯」、「お役立ち情報」のメニューから構成されている。

「Q&A」では、さらに「NPOの会計」、「NPOの税務」、「認定NPO法人制度」の3つジャンルに分かれ、NPO関係者であれば誰でもいつでも無料で質問することができ、この質問に当会の会員等が無償で対応した。なお、「NPO法人会計基準」に関する質問については、NPO法人会計基準協議会が運営する「みんなで使おう！NPO法人会計基準」のホームページにて対応するように心がけた。

「報告・経緯」では、NPO法人の会計・税務、認定NPO法人制度等に関して、所轄庁や税務当局とのやり取りの中で経験したこと、書類の作成などで苦労したことや上手くできたこと、税務署での課税の判断について納得したことや納得できなかったことなど、NPO関係者が自ら体験されたことなどを投稿してもらい、多くのNPO関係者間でその体験談等を共有した。

「お役立ち情報」では、当会や当会の会員等が独自で作成したNPOの会計・税務、認定NPO法人制度に関するコンテンツを提供したり、所轄庁やNPO等が提供する資料や情報等を紹介した。

◎今年度の主な「Q&A」の投稿内容（時系列）：

「NPOの会計」

- 会計処理および仕訳の科目について（奨学金の給付事業の事例）
- 会計処理および仕訳の科目について（理事会の役員への車代）
- 規定変更後の過年度分の処理について（講師料の支給基準の変更）
- 任意団体からNPO法人に移行した際の経理処理について

「NPOの税務」

- 賛助会費の税制優遇（寄付金控除）について
- 就労継続支援A型事業所の消費税の計算
- 消費税の特定収入（雇用開発助成金）について
- 役員報酬と税金について
- 学童保育の地方自治体からの委託料は消費税法上の非課税売上か？
- 年1回の模擬店は法人税法に規定する収益事業に該当するか？
- 学童保育所は法人税法上の収益事業に該当するか？
- NPOの税務・会計に使える参考書はあるか？
- 源泉徴収事務について（任意団体からNPO法人へ移行した場合）
- 寄附金も税金の対象になる場合はあるのか？
- 法人税の所得計算上の管理費の取り扱いについて
- 法人県民・市民税均等割について

- 収益事業の判定（WEBサイトを通してコンテンツ類を提供した場合）
- 役員報酬の人数制限と法人税法の取り扱いについて
- 任意団体からNPO法人に寄付した場合の損金算入について
- 収益事業の判定（富士山登山教室やトレイルランニング教室を開催した場合）
- 障害福祉サービス事業の土地建物を寄付金で購入した場合の消費税について
- 役員に対する経費支給について
- 設立時の正味財産が1千万円以上のNPO法人は消費税の新設法人に該当するか？
- 理事長から法人への寄付について
- 法人税の申告について（当期の法人税等を収支計算書に計上するか）
- 消費税差額の処理について
- 無償等で物的サービス、ボランティアサービスの提供を受けた場合の税務上の取扱いは？
- 税務署へ提出する貸借対照表は非収益事業と収益事業に分けて作成するか？

「認定NPO法人制度」

- 資産変更、重任登記を忘れていた場合
- 公益性の判定について
- 実績判定期間について
- 運営組織に関する基準
- ボランティア受入評価益は寄附金としてもよいか？
- 認定後に必要な提出書類の初回提出時期について
- 仮認定のメリット・デメリット
- 役員が属するグループについて
- 「主たる事務所」と「従たる事務所」
- 認定基準（NPO法第45条1項7号）の「法令違反」について
- 運営に関する基準（役員の1/3要件）について
- 賛助会員の会費の寄付控除について
- 過料について（役員変更届出を忘れた場合）
- 認定NPO法人の手続き（実績判定期間）について
- 絶対値基準の寄付に会費をカウントできるか？

◎今年度の主な「報告・経緯」の投稿内容（時系列）：

- 実地調査がありました（NPO@PROの事例）
- 仮認定NPO法人になりました（長崎県の事例）
- 東京都から認定を受けました（東京都の事例）
- 認定取得いたしました（群馬県の事例）
- 所轄庁（東京都）の認定がございました（NPO@PROの事例）

◎現在掲載している「お役立ち情報」の内容（今年度の更新情報はなかった）：

- 特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き（内閣府）
- 認定NPO法人制度の概要（内閣府）
- 認定NPO法人制度とは（パワーポイント資料）
- 認定NPO法人制度とは（動画）
- 特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引きQ&A（内閣府）
- 所轄庁一覧
- 改正NPO法全文（平成24年4月1日以降施行分PDF）
- みんなで使おう！NPO法人会計基準
- NPO法人会計基準ハンドブック
- NPO法人会計基準みんなで解決質問掲示板

③【会員向けメーリングリスト(Yahoo グループ)の運営】

主に会計・税務の専門家を対象とする当会の会員用メーリングリストにて、全国各地の会計税務の専門家や中間支援組織の担当者などが、現実に直面しているNPO関連の会計・税務の事例についての情報共有及び意見交換を行った。

また、メーリングリストのブリーフケースの機能を利用し、NPO関連の会計・税務に関する参考資料の共有を図った。

◎今年度の主なメーリングリストの投稿内容（時系列）

- ささいな疑問（期末に預金通帳の残高をゼロ円にする団体について）
- 基金設立について（震災孤児の奨学金に充当する事を目的とする基金について）
- 認定NPO法人の法令違反について（資産変更の登記や理事の重任登記を忘れていた場合など）
- 寄付に伴うプレート設置について（寄付者の名前を建物にプレート等で付ける場合の対価性の判断について）
- 障害者自立支援法の生活介護事業について（法人税法上の収益事業の判定）
- 1年超の事業年度は可能か？（事業年度変更に伴う事業年度について）
- 収益事業の貸借対照表（法人税法上の区分経理の規定について）
- 収益事業について（児童福祉法の障害児向けの放課後デイサービス事業）
- 会計王13のデータ互換（会計基準対応のアップデートについて）
- 認定NPO法人と運営指針の関係
- 役員報酬の決め方（前期の利益の何%という決め方は問題あるか？）
- 消費税の特定収入に関する特例について
- 内閣府の（認定）NPO法人・市民の社会貢献意識調査について
- 均等割の免除申請
- 認定・寄付キャンペーンサイト、オープン（大阪）
- 収益事業の範囲（宗教法人の売店事業等）
- 学童保育の地方自治体からの委託料は（消費税法上）非課税か？
- 障害者グループホームについて（法人税法上の収益事業の判定）
- NPOの信用保証協会
- 障害者自立支援法の生活訓練事業について（薬物依存者のリハビリ用のデイサービスについて）
- ソリマチの会計王について（会計王14（NPO法人会計基準完全対応版）のリリース予定について）
- 認定NPO法人のみなし寄付金について
- 海外のNPOの活動を日本で行う場合（認定を受けるに当たって独立した法人として認められるか？）
- 会計担当者向け「NPO法人の財務分析」発行
- モデル契約書はありますか？（障害者グループホームのNPOの事例）
- 会計基準導入調査について
- 業務チェックリストのパブコメ
- 会計王14 NPO法人スタイル作成の活動計算書について
- 認定NPO領収書
- 事例紹介（NPO法人会計基準白書の好事例の紹介依頼）
- 今年1月からの報酬などの源泉税について
- 代表者を被保険者とする保険の損金算入について
- NPO法人の福祉施設の収支予算書の書式（就労支援事業明細書等）について
- 仮認定承認前の寄付金等（実績判定期間との関係について）
- 身元保証支援事業について（法人税法上の収益事業の判定）
- 弁護士の源泉所得税
- 情報の有償ダウンロードは、著作権等の提供を行う収益事業に該当するか？
- 神奈川県指導の消費税額について
- 第二種社会福祉事業の消費税の非課税について
- みなし寄附（期中認定、経理要件）

- ソリマチ会計王14 NPO版サービスパックインストールのお願い
 - 会員 ML の冊子化のプロジェクトについてのお願い
 - 障害者自立支援法（収益事業に該当するか?）
 - 均等割の減免申請について（期限後申請の場合）
 - みなし寄附金と認定利息の2つの質問
 - NPO法人格の認証取消（90%以上が税法上の収益事業になるケース）
 - 会計王14で収益事業がある場合
 - 用途指定のある寄付金等により固定資産を取得した場合の注記
 - 消費税の調整割合が著しく変動した場合の計算
 - 3月決算で未収になってしまった寄附金の取扱
 - NPO法人の収益事業について（障がい者就労支援事業所B型事業について）
 - 利用者さんへの特別手当を国保給付費より捻出することは可能か?
 - 事業報告書・計画書の従事者の人数
 - 3月決算の申告期限について（事業報告書等の提出期限について）
- ※その他、セミナー情報や事務連絡や新会員からの自己紹介等も数多くあった。

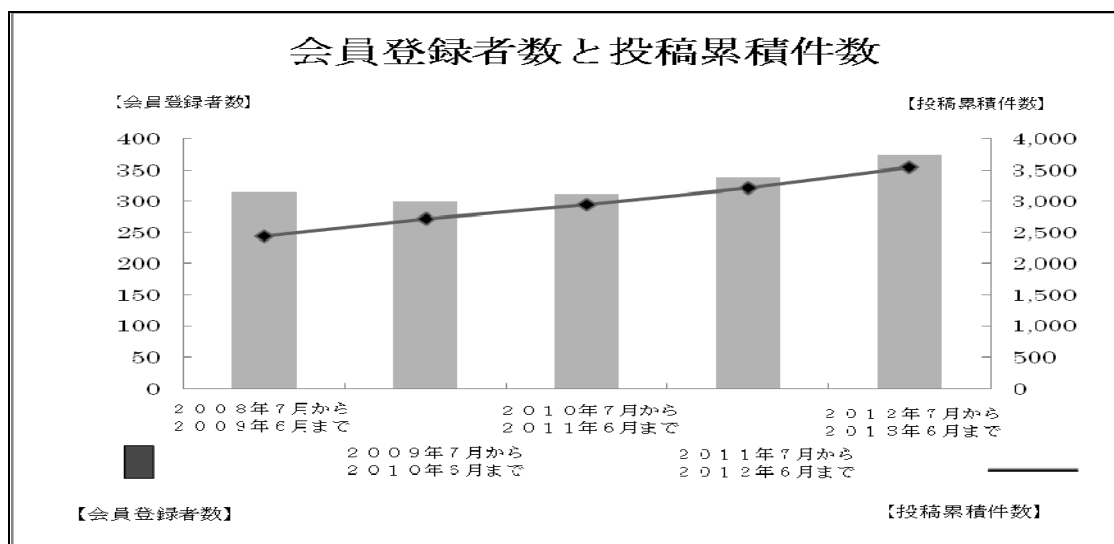
◎今年度メーリングリスト(Yahoo グループ)のブリーフケース機能にて共有した資料

- 神戸地裁 H17.5.25 「生活の保護に寄与」
- NPO法人のための業務チェックリスト（案）
- 給与・報酬の源泉徴収に注意！（平成25年1月以降の復興特別所得税について）

◎会員登録者数及び投稿件数の状況

直近5年間のメーリングリストの利用状況は下記のとおりである。

事業年度	会員登録者数		投稿件数	
	年間増減数	年度末累計数	年間増加数	年度末累計数
2008年7月から2009年6月まで	9	315	306	2,436
2009年7月から2010年6月まで	-15	300	276	2,712
2010年7月から2011年6月まで	12	312	237	2,949
2011年7月から2012年6月まで	26	338	266	3,215
2012年7月から2013年6月まで	37	375	327	3,542



(注1) 上記会員登録者数には、仮登録者（会員登録手続中の者）は含まないが、会費遅延者（会費の支払いが遅れているが支払の意思が確認できている者）は含む。

(注2) 上記投稿累積件数には、セミナー情報や事務連絡や新会員の自己紹介や削除済の投稿なども含む。

④【会員向けの郵送による資料提供】

会員への総会資料発送時に、「NPO法人会計基準ハンドブック」とシンポジウムの関係資料として「NPOバンク連絡会の年次報告書」を同封し、NPO関連の会計・税務・金融制度等についての情報を提供した。

また、下記の2) 出版事業の②「NPO法人のための業務チェックリスト」を会員に無料配布し、NPO法人の業務の適正化に向けた情報提供を行った。

⑤【シンポジウムの開催】

2012年9月8日(土)、愛知県産業労働センターにて「社会事業家の成長を育む仕組みや仕掛けとは?～会計の役割から考える～」と題したシンポジウムを開催した。シンポジウムの概要は下記のとおりである。

[主催] 認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク

[後援] 愛知県、名古屋市、NPO法人パートナーシップ・サポートセンター、NPO法人ボランティアネイバーズ、全国NPOバンク連絡会、NPO法人会計基準協議会

[会場] 愛知県産業労働センターウイングあいち 12階1201会議室
(名古屋市中村区名駅4-4-38)

[内容]

●基調講演 (14:05～14:55)

《講師》

木村 真樹氏 (コミュニティ・ユース・バンク momo 代表理事)

●パネルディスカッション (15:05～16:25)

《パネリスト》

鈴木 久司氏 (東海労働金庫常務理事)

中尾さゆり氏 (NPO法人ボランティアネイバーズ相談事業部長)

星野 博氏 (NPO法人志民連いちのみや理事長、税理士、momo 融資先)

脇坂 誠也氏 (認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事長、税理士)

《コーディネーター》

木村 真樹氏 (コミュニティ・ユース・バンク momo 代表理事)

●交流会 (17:00～)

[参加者総数] 52名 (内部関係者を含む)



「パネルディスカッションの様子」

⑥【NPO会計税務サポートサイトの運営と無料電話相談】

◎NPO会計税務サポートサイトの運営

過年度から引き続きインターネット上の「NPO会計税務サポートサイト」にて、NPOの会計・税務に関する情報を提供した。

このNPO会計税務サポートサイトでは、「調べる」、「研修を受けたい」、「相談したい」、「各種ルール」の4つカテゴリーに区分し、NPO関係者が日常の会計処理や税務処理等に役立つ情報を提供している（一部、会員限定情報もある）。

また、トップページに下記の事項を掲載しNPO関係者への注意喚起を行った。

- ・「消費税の納税義務の判定方法が変わります」（H25年1月1日以降開始事業年度より）
- ・「給与・報酬の源泉徴収に注意」（H25年1月以降の復興特別所得税について）

また、当サポートサイトの内容について、時の経過と共に現状に合わない項目等も多く存在していたため、外部の専門業者に依頼し、全体のコンテンツの大幅な見直し作業を行った。

なお、当サポートサイトは、「NPOを支援する中間支援センター、金融機関、専門家の三者が協力して、当サイトを立上げ運営してゆく」という理念の下、全国20団体の中間支援センターに運営委員になっていただくという形式を取っていたが、今回のサポートサイトの大幅な見直し作業を機に、一旦、当運営委員会は解散し、今後は当会単独で当サイトを運営していくことを再確認した。

さらに、当会の団体紹介や会員入会案内や申込フォームをより見つけやすい場所に掲載し、多くの新規会員が申込の手続きのサイトにたどりつきやすい構成とした。

《NPO会計税務サポートサイト：<http://www.npoatpro.org>》

今年度のNPO会計税務サポートサイトの利用状況は下記のとおりであった。

- 今年度の4月以降は、前年度よりもアクセス件数は増加しているが、その他の月では前年度のアクセス件数の6～9割程度に減少しており、今後、コンテンツの更新や他のサイト等とのリンクや統合などについて改善策を再検討する余地があると思われる。
- このサイトの人気トップページ（アクセス数が最も多いページ）が「初心者向け会計税務Q&A」となっていることや、新規訪問者と再来者との比率が概ね7：3の比率なっていることから推測して、引き続きNPOの会計・税務に関する初心者向け情報提供サイトとしての役割やニーズを重視する必要性もあるものと思われる。

なお、「初心者向け会計税務のQ&A」の改訂作業を深谷理事や海津理事が中心に進めて、改訂版のQ&Aを2013年6月末にサポートサイトに更新した。

- 検索キーワードとして、「NPO会計税務専門家ネットワーク」や「NPO会計ソフト」が比較的多かった。その結果から、NPOに精通した会計税務専門家やNPO向けの会計ソフトを探しているNPO関係者らの満足を高めるようなコンテンツの整備についても、今後の重要課題の一つになると思われる。

●NPO会計税務サポートサイトアクセス数（前年対比）

	サポートサイト アクセス数 (今年度)	サポートサイト アクセス数 (前年度)	前年対比
7月	1,709	1,783	95.8%
8月	1,450	2,085	69.5%
9月	1,509	2,221	67.9%
10月	1,598	2,111	75.6%
11月	1,430	2,156	66.3%
12月	1,346	1,880	71.5%
1月	1,579	2,197	71.8%
2月	1,801	2,460	73.2%
3月	2,063	2,339	88.2%
4月	2,755	2,656	103.7%
5月	3,241	3,212	100.9%
6月	2,446	2,284	107.0%
合計	22,927	27,384	83.7%
月平均	1,910	2,282	83.7%

◎無料電話会計相談

過年度から引き続き「NPO会計税務サポートサイト」のトップページに「無料電話会計相談」のバナーを設け、NPOの会計初心者からの電話相談に対応した。この「無料電話会計相談」は、インターネットで情報検索することなどが苦手なNPO関係者をサポートすることを目的に、2009年7月1日以降、月曜日の10時から12時まで、火曜日と金曜日の10時～17時までの時間帯において、NPO法人北海道NPOサポートセンター（札幌）の無償協力により実施した。なお、今年度の相談件数は、概ね週に1、2件程度となっており、主な電話相談内容は以下のとおりである。

- 解散するにあたって残余財産を任意団体に寄付してもよいのか？
- 清算人の報酬が多すぎると指摘を受けることはあるか？
- 過年度分の在庫計上漏れを計上するにはどうすればよいのか？
- ボランティア謝金を支払う際の会計処理は？
- 給与の計上に当たっては非収益事業と収益事業を分けて入力すべきなのか？
その場合は、振込手数料も分けるべきか？
- 講師を理事に頼んだが、役員報酬に当たるのか？
- 出版物等の在庫の評価方法と計上方法について
- 大会に付属する懇親会費の収支はどのように処理すべきか？
- 法人設立費用の科目について
- お世話になっている団体の十周年ご祝儀はどのような処理になるか？
- 総会の資料を作るにあたって未処分利益の処理を議案書に入れるべきか？
- 市からの委託事業で、遊び場の見守りや火元責任者として1日500円程度支払った場合の会計処理は？また、それが役員であっても問題ないか？
- 余ったスペースを貸し出すことはNPO法上問題ないか？
- 委託元から遡った日付で見積書を送れと言われたが、それに対応して問題ないか？
- 海外支援の領収証の様式はどのようにすればよいのか？
- 定期的で開催している健康食品フォーラムの報告書を売りたいが、それは収益事業となるのか？
- 雑誌の在庫が15万円あるが、どのように処理すべきか？
- 建物を購入しローンで支払うことになったが、どのような処理にすべきか？
返済額に仲介手数料も含まれているが問題ないか？

- 中古車をもらったが、どのように評価して計上すべきか？
- 来年度分の年会費を55名分受けたが、どのような処理をすべきか？
- 理事長、副理事長に給与を出しても問題ないか？
- 助成金事業でイベント企画料やマネジメント料として内部スタッフに報酬などを支払ってもよいか？
- 会計王のソフトで作られたものを所轄庁へ提出してもよいか？エクセルで作直すべきか？
- グループホームの改修工事を補助金で行った場合の会計処理は？
- 銀行からの借入れはどのような科目で計上するのか？
- 休眠状態でも決算書等を所轄庁に提出しなければならないか？
- 事業間振替の科目は必要か？
- 就労支援事業の授産事業の経費として家賃は計上してもよいか？
- 予算を組んでいない出費は決算書などにどのように表示すればよいか？
- 領収証の通し番号がバラバラになっているが問題ないか？

その他、NPOの会計相談に関係ないものも数件あった。

また、NPO会計税務サポートサイトには、職業会計人からの相談や個別の税務相談には対応できない旨を掲載していると共に、税務上の判断を要するものは、税務署又は税理士に相談するよう旨を掲載しているが、その場で税理士などを紹介してほしいとの問い合わせがあった場合には、NPO会計税務専門家ネットワークの瀧谷事務局長の連絡先を教えて、税理士として対応した相談も数件あった（すべて無料で対応）。

また、年間数件程度だが、NPOに精通した税理士等を紹介してほしいとか、NPOの会計・税務の講座の講師を紹介してほしいなどの問い合わせもあり、そのような依頼には、当サポートサイトの当会会員リスト（情報公開を同意している会員に限る）を紹介したり、担当地区の理事等と相談して個別に紹介依頼に対応した。

2) 出版事業

① 【事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務の発行】

脇坂理事長と白石理事が中心となり、2012年7月5日に三和書籍から「事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務－改正NPO法による書類作成の手引き－」を発行し、認定NPO法人を目指す多くのNPO関係者の参考書として利用されている。

この書籍は、当会が認定NPO法人として国税局に申請し、認定を得た際の実務経験を基に編集したものであり、今年度においては、出版社を通して1,445冊の利用があったと報告を受けている。

② 【NPO法人のための業務チェックリストの発行】

当会の馬場理事と荻野理事などが中心となり、2013年1月に「NPO法人のための業務チェックリスト」を発行した。

このチェックリストは、当会の初代理事長である故赤塚和俊氏が、NPO法人の監事が監査を行う際に使用するために作成した「NPO法人の監事の監査チェックリスト」を基に、2010年7月に公表されたNPO法人会計基準や2012年4月に改正されたNPO法や認定NPO法人制度などを反映した内容となっている。

さらに、メーリングリスト上でもこのチェックリストに対するパブリックコメントを募集し、多くの会員からの意見も反映した内容となった。

また、単に監事のためのチェックリストではなく、理事や監事の双方がチェックするためのものとして、名称も「NPO法人の業務チェックリスト」と改めることにした。

今年度においては、このチェックリストの多くは、勉強会で使用したり、当会の会員向けに無料配布した。次年度以降においては、当チェックリストをホームページなどからダウンロードできるようにするなど、当チェックリストをより普及するための仕組み作りも検討する必要があると思われる。

- ③【**メーリングリスト10年の軌跡《問題解決のための対話集》の作成（進行中）**】
過去の10年間に及ぶ当会のメーリングリストの投稿を冊子化するというプロジェクトを大阪の秋岡安会員を中心に約10名の会員等で進めた。

この対話集は、2013年8月上旬に完成する予定であり、2013年度の総会資料等に同封して会員に配布すると共に、次年度の報告書等にて詳細を報告する予定である。

- ④【**専門家向けのNPO会計税務の書籍発行プロジェクト（進行中）**】
「専門家がNPO法人の会計税務の概要を理解できるような書籍をつくりたい」、「NPOの会計税務で取り扱いが確立されていないものについて、方向性を示せるような書籍をつくりたい」という2つのコンセプトの下、2013年6月に当プロジェクトが始動し、2014年1月末の発行を目指して進行している。

この書籍の具体的な内容等については、次年度の報告書等にて詳細を報告する予定である。

- ⑤【**NPO会計マニュアルの改訂（進行中）**】
深谷理事、海津理事、馬場理事等が中心となり、「NPO会計マニュアル」をNPO法人会計基準に準拠した内容にするなどの改訂作業に取り掛かった。
この成果については、次年度の報告書にて報告する予定である。

3) 研修事業

- ①【**NPO法人のための業務チェックリスト勉強会（無料）**】
2013年2月13日（水）午前10時～12時まで、参議院議員会館B-104会議室（東京都千代田区永田町2-1-1）にて、馬場理事が講師を務め、当業務チェックリストの勉強会を開催した。

②【**集合研修支援事業**】

◎研修情報・資料等の提供

過年度と同様に、メーリングリスト等にて、会計税務の専門家やNPO関係者に対して、全国各地の会計・税務・マネジメントなどのセミナー情報を発信し、より多くの専門家及びNPO関係者がNPO関連の会計・税務・マネジメントなどの知識や情報を習得できる機会を提供した。

また、NPO会計税務サポートサイトにて、「認定NPO法人パブリックサポートテスト簡易判定ツール（2008年度版）」、「NPO法人の消費税（2005年度版）」、「NPO法人の法人税（2005年度版）」、「消費税簡易フローチャート」、「緊

急！役員（理事・監事）の給与に注意」、「NPO法人の人件費と源泉徴収」、「監査用チェックリスト」を無償で提供し、全国各地の専門家や中間支援組織が実施するNPO向けの会計税務セミナーを間接的に支援した。

さらに、脇坂誠也理事長が作成し、NPO法人会計基準協議会のホームページに掲載されている「みんなで使おう！NPO法人会計基準」（パワーポイント）を会員等に対して広報し、全国で実施するNPO法人会計基準の研修等を間接的に支援した。

◎ J I C A（国際協力機構）のNGOアドバイザー派遣事業への協力

過年度と同様に、J I C A（国際協力機構）の「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣事業」において、受託団体である一般社団ユニバーサル志縁社会創造センターからの依頼に応じて、会計専門家の登録やNGOと会計専門家とのマッチング等に協力した。

当該事業において、2012年10月から2013年3月までの間、NGO1団体に対して、会計税務の支援が実施されたとの報告を受けている。

4) 政策提言事業

①【NPO法人会計基準の普及事業】

上記1) 普及啓発事業の①【NPO法人会計基準協議会との協働】にも記載したとおり、NPO法人会計基準協議会の幹事世話団体としての役割を担い、所轄庁などの関係団体とNPO法人会計基準の普及状況の現状や今後の課題等についての認識の共有を図る機会に参画すると共に、所轄庁の担当者に、会計基準の理解をより深めていただくための役割を担った。

また、機会がある度に、財務諸表の注記の重要性を所轄庁等にも説明し、注記も重要な財務諸表の一部として、他の財務諸表と共に公開することを提言してきた。

②【その他の政策提言事業】

◎NPOバンク関連

市民金融により社会的企業や市民事業の発展を支援する全国NPOバンク連絡会の準会員として、全国NPOバンク連絡会の次のような活動に参画した。

●NPOバンクフォーラムの開催

「第4回全国NPOバンクフォーラム『円』を『縁』に変えよう！」が、2012年7月7日－8日に福岡市で開催され、延べ156人の参加があった。

当会も、このフォーラムの実行委員会に参加し、当フォーラムの開催に協力した。

●市民金融に関する新しい法制度などに向けた活動

厚生労働省の生活支援戦略構想に対して、相談業務と生活再生ローンの貸付による生活困窮者への支援活動を行なっている一般社団生活サポート基金とNPOバンク連絡会の共同で、生活支援戦略に合致した新制度の働きかけを行なったが、最終的に制度化されるに至らなかった。

また、前年度に引き続き「公益活動への資金供給の促進に向けた特定非営利金融等事業に関する法律案」についての検討が続けられたが、第二次案をまとめるに至らず、検討プロジェクトは、ひとまず終了となった。

その他、「公益法人化による貸金業法外でのNPOバンクのスキーム」の検討も行なわれたが、市民からの出資資金の受渡しの部分などの技術的困難性もあり、採用の方向とならなかった。

3、法人活動・会員状況等

1) 総会

2012年9月8日(土) 13時より愛知県産業労働センターウイングあいち12階1201会議室(名古屋市中村区名駅4-4-38)にて、通常総会を開催した。
なお、今回の通常総会での審議承認事項は、下記の役員の選任の1議案のみであった。

①【役員を選任】

全役員の任期満了により、事務局から下記の新役員の選任案が提示され、当選任案が満場一致で承認された。

なお、事前に、以下の全役員からは役員就任の内諾を得ていたと共に、理事会にて、当総会に下記の役員選任案を提示する旨の承認も得ていた。

《新役員》

—理事—

瀧谷 和隆(北海道)、成田由加里(宮 城)、深谷 豊(埼 玉)
奥田よし子(東 京)、加藤 俊也(東 京)、馬場 利明(東 京)
水口 剛(東 京)、矢崎 芽生(東 京)、脇坂 誠也(東 京)
板倉 幸子(神奈川)、鈴木 智子(神奈川)、海津 一義(新 潟)
中山 雅人(石 川)、鈴木 秀一(長 野)、中尾さゆり(愛 知)
橋本 俊也(愛 知)、岩永 清滋(兵 庫)、荻野 俊子(兵 庫)
田村ちひろ(広 島)、白石 京子(福 岡) 以上20名

—監事—

上原 優子(大 分) 以上1名

②【その他の報告事項】

通常総会にて、理事会の決議事項である下記の事項を報告し、参加者からは特に重要な質疑や指摘事項もなく報告を終えた。

- ・2011年度事業・活動報告
- ・2011年度決算報告
- ・2012年度事業・活動計画
- ・2012年度活動予算

2) 理事会

①【役員選任提案・決算・予算などの承認】

理事会決議事項である下記の事項の承認を得た。

- ・理事及び監事の選任提案の件
- ・2011年度事業・活動報告承認の件
- ・2011年度会計報告承認の件
- ・2012年度事業・活動計画承認の件
- ・2012年度活動予算承認の件

②【理事長の互選】

総会終了後、理事の互選により脇坂誠也氏が理事長に選任された。

また、加藤専務理事、瀧谷事務局長が再任された。

③【会費規定の改正】

2012年10月23日をもって、下記の会費規定の附則2を削除することを決議した。

「付則2 通常総会で議決権を有する社員は前年度の会費を納入した者に限る。」
この規定を改正することになった経緯は、2012年7月19日の東京都の認定の現地調査において「社員の権利の平等に反するのではないか」という指摘を受

け、その対応につき検討を行なってきた。

もともと、この付則2を設置した趣旨は、会費の納入促進のためであったが、特にこの附則を削除しても、過去も今後も、通常総会の運営に影響を及ぼすことはないと考え、今回削除することとした。

④【2013年6月16日、17日の理事会】

2013年6月16日～17日に、熱海にて理事会を開催し、16名が参加した。16日は、13時～18時まで、主に当会の事業方針やミッションの策定等について、ファシリテーターを交えて議論した。

17日は、10時～12時まで、主に新年度の事業計画や2013年度の総会・シンポジウムや今後の出版事業計画等について議論した。

なお、当理事会においては、旅費の実費のみを当会にて負担し、宿泊費等は役員個人の個人負担とした。

⑤【その他の情報共有や会務執行等】

役員専用のメーリングリストにて、重要事項等を適宜連絡・報告し、役員間での情報の共有に努めた。

また、首都圏在住の役員を中心に、登記、所轄庁等への届出、関係諸団体の会合等への参加等の役割を担った。

なお、今年度においては、登記は遅滞なく行なわれている。

その他、必要に応じて、対応可能な役員等が集まり、会務執行等についての打ち合せを行った。

3) その他の法人活動

①【所轄庁（東京都）認定NPO法人としての認定取得】

前年度2011年12月16日に、東京国税局より認定NPO法人としての認定を得ていたが、2012年4月のNPO法改正にて、認定機関が国税局から所轄庁（都道府県等）に変更になったことに伴い、所轄庁認定の認定NPO法人としても申請することができることになり、2012年5月に東京都に申請し、所轄庁認定にチャレンジしていた。

その後、今年度の2012年7月に、東京都の実地調査があり、その後いくつかの確認・指摘事項等のやり取りを東京都の担当者とした末、2012年12月5日付で所轄庁（東京都）の認定を得ることができた。

なお、2012年3月31日以前の国税庁認定から2012年4月1日以降の所轄庁（東京都）認定となったことで、みなし寄付金が、所得の50%又は200万円まで適用されることにもなった。

②【新パンフレットの作成】

当会のパンフレットを全面的に見直すことになり、矢崎理事等が中心にデザインを一新すると共に、会費や寄付金の振替口座の振込用紙も付けるなどし、今期2,000部の新パンフレットを制作した。その後、会員等に郵送したり、セミナー等にて配布するなどし、会員増強のツールとしても活用した。

4) 会員の状況

2013年6月30日現在の会員数(団体登録会員、メーリングリスト非登録者、非公開会員、顧問、会費遅延者(会費の支払いは遅れているが支払いの意思を示している者)などを含む)は、375名であった。
また、会員数の詳細は下記のとおりである。

● 都道府県別会員数

都道府県	会員数	都道府県	会員数	都道府県	会員数
北海道	11	富山	3	岡山	3
青森	2	石川	3	広島	5
岩手	3	山梨	3	山口	7
宮城	16	長野	10	香川	2
秋田	1	岐阜	2	愛媛	6
山形	3	静岡	4	高知	1
福島	6	愛知	18	福岡	16
茨城	10	三重	3	佐賀	2
栃木	5	滋賀	5	長崎	6
群馬	3	京都	11	熊本	4
埼玉	16	大阪	27	宮崎	3
千葉	10	兵庫	7	鹿児島	1
東京	90	奈良	3	沖縄	1
神奈川	32	和歌山	3		
新潟	5	鳥取	3		

● 属性(一部推定)

属性	会員数	割合
公認会計士(会計士補、税理士登録者含む)	61	16.3%
税理士	247	65.8%
中間支援組織・NPO関係者	9	2.4%
教育・研究者(大学教授等)	4	1.1%
その他(その他の有資格者、経理実務者、不明)	54	14.4%

● 公開・非公開(氏名をホームページ上で公開することを了承しているか否か)

公開・非公開	会員数	割合
公開	305	81.3%
非公開	70	18.7%

● 男女比(一部推定)

性別	会員数	割合
男性	239	63.7%
女性	126	33.6%
団体登録・不明	10	2.7%

Ⅱ. 2012年度決算報告

活動計算書

2012年7月1から2013年6月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費		1,850,000
2.受取寄付金		
受取寄付金		908,000
3.事業収益		
シンポジウム参加料収益		7,000
出版事業収益		132,000
4.その他収益		
受取利息	273	
雑収益	127,300	127,573
経常収益計		3,024,573
II 経常費用		
1.事業費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
業務委託費	30,000	
ホームページ整備費	243,735	
諸謝金	90,000	
資料費	27,400	
印刷製本費	188,867	
旅費交通費	57,750	
通信運搬費	150,012	
消耗品費	720	
賃借料	53,100	
減価償却費	347,550	
諸会費	38,000	
支払利息	32,459	
雑費	945	
その他経費計	1,260,538	
事業費計		1,260,538
2.管理費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
業務委託費	27,679	
印刷製本費	210,000	
会議費	127,885	
旅費交通費	274,519	
通信運搬費	21,776	
消耗品費	35,910	
賃借料	8,400	
諸会費	30,000	
支払手数料	21,000	
雑費	1,050	
その他経費計	758,219	
管理費計		758,219
経常費用計		2,018,757
当期正味財産増減額		1,005,816
前期繰越正味財産額		747,005
次期繰越正味財産額		1,752,821

貸借対照表
2013年6月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,747,465		
未収金	132,000		
流動資産合計		1,879,465	
2. 固定資産			
(1) 無形固定資産			
ソフトウェア	1,303,313		
無形固定資産計	1,303,313		
(2) 投資その他の資産			
出資金	150,000		
投資その他の資産計	150,000		
固定資産合計		1,453,313	
資産合計			3,332,778
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	145,000		
流動負債合計		145,000	
2. 固定負債			
長期借入金	1,434,957		
固定負債合計		1,434,957	
負債合計			1,579,957
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		747,005	
当期正味財産増減額		1,005,816	
正味財産合計			1,752,821
負債及び正味財産合計			3,332,778

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によつて行なわれています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	普及啓発事業	シンポジウム開催事業	出版事業	研修事業・政策提言事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						1,850,000	1,850,000
2. 受取寄付金	800,000				800,000	108,000	908,000
3. 事業収益		7,000	132,000		139,000		139,000
4. その他収益		5,500			5,500	122,073	127,573
経常収益計	800,000	12,500	132,000	0	944,500	2,080,073	3,024,573
II 経常費用							
(1) 人件費							
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
業務委託費		30,000			30,000	27,679	57,679
ホームページ整備費	243,735				243,735		243,735
諸謝金		90,000			90,000		90,000
資料費		27,400			27,400		27,400
印刷製本費	78,825	21,042	89,000		188,867	210,000	398,867
会議費					0	127,885	127,885
旅費交通費		19,360	38,390		57,750	274,519	332,269
通信運搬費	135,972	14,040			150,012	21,776	171,788
消耗品費		720			720	35,910	36,630
賃借料		53,100			53,100	8,400	61,500
減価償却費	347,550				347,550		347,550
諸会費	30,000			8,000	38,000	30,000	68,000
支払手数料					0	21,000	21,000
支払利息	32,459				32,459		32,459
雑費	630		315		945	1,050	1,995
その他経費計	869,171	255,662	127,705	8,000	1,260,538	758,219	2,018,757
経常費用計	869,171	255,662	127,705	8,000	1,260,538	758,219	2,018,757
当期経常増減額	△ 69,171	△ 243,162	4,295	△ 8,000	△ 316,038	1,321,854	1,005,816

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は1,752,821円ですが、そのうち419,991円は「認定NPO法人への道」サイト開発のために使用される財産です。したがって、使途の制約されていない正味財産は1,332,830円です。

(単位:円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
「認定NPO法人への道」サイト開発のための受取寄付金	0	800,000	380,009	419,991	インターネット上の「認定NPO法人への道」サイトの開発費用を賄うために、広く寄付金を募り、今期会員等を中心に総額800,000円の寄付金の入金がありました。当該事業に今期380,009円を充当し、今期期末現在で419,991円が未使用額となっています。また、当該事業費は上記「2. 事業別損益の状況」の普及啓発事業に含まれています。
合 計	0	800,000	380,009	419,991	

4. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産						
ソフトウェア		1,737,750	0	1,737,750	△ 434,437	1,303,313
投資その他の資産						
出資金		150,000	0	150,000		150,000
合 計		1,887,750	0	1,887,750	△ 434,437	1,453,313

5. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	1,800,000	0	365,043	1,434,957

財産目録
2013年6月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
東京担当者手持現金	0		
札幌担当者手持現金	1,164		
中央労働金庫本店1口座	411		
ゆうちょ銀行普通口座1口座	1,735,890		
ゆうちょ銀行振替口座1口座	10,000		
未収金			
書籍印税収益	132,000		
流動資産合計		1,879,465	
2. 固定資産			
(1) 無形固定資産			
ソフトウェア			
ホームページ開発費	1,303,313		
無形固定資産計	1,303,313		
(2) 投資その他の資産			
出資金			
東京CPB出資金	150,000		
投資その他の資産計	150,000		
固定資産合計		1,453,313	
資産合計			3,332,778
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金			
次年度分受取会費29名分	145,000		
流動負債合計		145,000	
2. 固定負債			
長期借入金			
特定非営利金融法人 東京CPB	1,434,957		
固定負債合計		1,434,957	
負債合計			1,579,957
正味財産			1,752,821

Ⅲ. 監査報告書

監査報告書

認定特定非営利活動法人
NPO会計税務専門家ネットワーク
理事長 脇坂 誠也 様

2013年7月27日

認定特定非営利活動法人
NPO会計税務専門家ネットワーク
監事 上原 優子

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク（国税庁の認定取得日：2011年12月16日、東京都の認定取得日：2012年12月5日）の2012年度（2012年7月1日から2013年6月30日まで）の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、重要な会議の議事録その他の重要資料を閲覧するほか、理事から事業の報告を聴取し、また財産の状況については証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令及び定款に違反する重大な事実はなく、2012年度の認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワークの財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

以上のとおり報告致します。

IV. 2013年度事業・活動計画

1、第11期（2013年7月1日から2014年6月30日）の事業・活動方針及び計画に関する基本的考え方

2013年6月に行われた理事会で、私たちの今後目指すべき方向性として、「専門家の会計税務の専門性の向上」と「NPOの会計税務の課題解決のための提言や提案」を重視し、そのためにも「NPOの会計税務に対する理解者を増やしていく」という方向性が示された。

この方向性に沿って、2013年度の事業・活動方針及び計画を以下のとおり作成した。

1) 専門家の会計税務の専門性の向上

過去10年間のメーリングリストをまとめた「メーリングリスト10年の軌跡《問題解決のための対話集》」（以下「対話集」）を2013年8月1日に発刊し、全会員に配布する。

この対話集の作成の過程でできた過去の会員の質問の傾向を分析し、専門家のNPOの会計税務についてのニーズに応える成果物として、「専門家向けのNPO会計税務の書籍」（以下「専門家向け書籍」）を清文社から2014年1月に発刊予定である。

この書籍を利用して、下半期には、各地で会員及び会員以外の専門家向けの研修を地域の支援機関などと連携しながら行っていく。

また、2013年9月のシンポジウムは、メーリングリストでも質問が一番多い、法人税の収益事業課税の問題点を取り上げ、「収益事業課税判定の勘所～NPOに関する10年間の事例研究をふまえて～」というテーマで開催する。

2) NPOの会計税務の課題解決のための提言や提案

専門家向け書籍を通して、NPOの会計税務にあたって論点になっているいくつかの問題について、私たちとしての方向性を示していく。具体的には、法人税の収益事業課税の問題、NPO法人会計基準と就労支援事業会計の関係、法人税の申告をする際の収益事業の損益計算書の作成方法などを取り上げる予定である。

また、NPO法人会計基準協議会への参画を通して、NPO法人会計基準の改訂及び普及のための提言や提案を行っていく。具体的には、NPO法人会計基準の質問掲示板への回答を通して、会計基準のユーザーニーズを理解し、改訂につなげていくとともに、会計基準の普及実態調査への協力や、普及のためのツールの開発にも積極的に関わっていく。

また、すでに発刊している「業務チェックリスト」、「NPO法人会計基準ハンドブック」、「NPO会計マニュアル」、「事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務」などの出版物や、「NPO会計税務サポートサイト」、「認定NPO法人への道」などのウェブサイトを通して、NPOに対して情報発信をしていく。

3) NPOの会計税務の理解者を増やしていく

専門家向け書籍を発刊し、各地で書籍を使った講座を開催することで、会員間の関係性を密にしていくとともに、今まで会員にならなかった方たちに、NPOの会計税務についての理解を促し、私たちの活動を通して、会員の増強を目指す。

また、全国の支援組織との関係を密にし、支援組織と専門家をつなぐ懸け橋としての役割も果たしていく。

2、第11期（2013年7月1日から2014年6月30日）の事業・活動方針及び事業・活動計画

事業・活動方針	
1)	対話集や専門家向け書籍の発刊、全国で書籍を使って講座などを行い、専門家の専門性の向上を目指す。
2)	NPO法人会計基準協議会での活動や、書籍などを通して、NPOの会計税務の課題解決ための提言や提案を行っていく。
3)	会員相互の研鑽や情報交換、交流ができる場をつくり、会員と各地の支援センターをつなぐ活動に取り組み、NPOの会計税務の理解者を増やしていく。
4)	我々の活動を発信し、会員の増強に取り組む。

事業名	事業・活動計画
1) 普及啓発事業	<p>【NPO法人会計基準協議会との協働】 NPO法人会計基準協議会と協力し、NPO法人会計基準の改訂及び普及のための提言や提案を行っていく。</p> <p>【シンポジウムの開催】 2013年9月7日、松山にて「収益事業課税判定の勘所～NPOに関する10年の事例研究をふまえて～」と題したシンポジウムを開催する。</p> <p>【WEBサイトの運営と無料電話相談】 「NPO会計税務サポートサイト」や「認定NPO法人への道」などのWEBサイトの運営を行っていく。また、北海道NPOサポートセンターの協力を得て、NPO会計担当者からの無料の電話相談にも継続して実施する。</p>
2) 出版事業	<p>【既存の出版物の普及】 業務チェックリスト、NPO法人会計基準ハンドブック、NPO会計マニュアル、事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務など既存の出版物の普及を行う。</p> <p>【新規出版物の制作】 メーリングリストの冊子化、専門家向けのNPO会計税務の書籍、対話集などの新たな出版物を発刊する。</p>
3) 研修事業	全国各地の中間支援組織等と協働して、会員相互の研鑽や情報交換、交流ができる場を設定する。また、そのような場において、NPOの会計・税務・マネジメントに関する研修等を行い、講師を派遣し、テキスト等を提供するなどして、各地の研修会や勉強会の実施を支援する。
4) 政策提言事業	NPOの制度、会計、収益事業や寄付控除に関する税制、NPOバンク等の市民金融や市民事業の育成に関する法制度などの制定・改定について、NPO法人会計基準協議会や全国NPOバンク連絡会などの団体と協働として、政策提言活動を行う。

V. 2013年度活動予算

活動予算書

2013年7月1から2014年6月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費		2,000,000
2.受取寄付金		500,000
3.事業収益		
シンポジウム参加料収益		10,000
出版収益		100,000
4.その他収益		
受取利息	100	
雑収益	30,000	30,100
経常収益計		2,640,100
II 経常費用		
1.事業費(別紙「事業費の内訳」参照)		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
業務委託費	330,000	
ホームページ整備費	300,000	
諸謝金	290,000	
印刷製本費	1,100,000	
会議費	20,000	
旅費交通費	350,000	
通信運搬費	150,000	
消耗品費	10,000	
賃借料	50,000	
減価償却費	347,550	
諸会費	68,000	
支払利息	32,459	
雑費	10,000	
その他経費計	3,058,009	
事業費計		3,058,009
2.管理費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
業務委託費	50,000	
印刷製本費	200,000	
会議費	150,000	
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	25,000	
消耗品費	35,000	
賃借料	10,000	
諸会費	30,000	
支払手数料	21,000	
雑費	10,000	
その他経費計	831,000	
管理費計		831,000
経常費用計		3,889,009
当期正味財産増減額		△ 1,248,909
前期繰越正味財産額		1,752,821
次期繰越正味財産額		503,912

活動予算書の注記

1. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	普及啓発事業	シンポジウム開催事業	出版事業	研修・政策提言事業	合計
(1) 人件費					
人件費計	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
業務委託費		30,000	200,000	100,000	330,000
ホームページ整備費	300,000				300,000
諸謝金		90,000		200,000	290,000
印刷製本費	50,000	50,000	1,000,000		1,100,000
会議費		20,000			20,000
旅費交通費		50,000	100,000	200,000	350,000
通信運搬費	150,000				150,000
消耗品費		10,000			10,000
賃借料		50,000			50,000
減価償却費	347,550				347,550
諸会費	30,000			38,000	68,000
支払利息	32,459				32,459
雑費		10,000			10,000
その他経費計	910,009	310,000	1,300,000	538,000	3,058,009
合計	910,009	310,000	1,300,000	538,000	3,058,009

2. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産						
ソフトウェア	1,737,750	0	0	1,737,750	△ 781,987	955,763
投資その他の資産						
出資金	150,000	0	0	150,000		150,000
合計	1,887,750	0	0	1,887,750	△ 781,987	1,105,763

3. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	1,434,957	0	372,210	1,062,747